

議案第116号

財産の処分について

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」を民間事業者に譲渡するため、次の土地及び建物を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 処分する財産 土地及び建物
- 2 処分財産の表示
 - (1) 土地

所在地	勝山市片瀬町2丁目6番2
面積	5,852.16㎡
 - (2) 建物

施設名	勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」
所在地	勝山市片瀬町2丁目114番地
構造	(ホテル) 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階付8階建 (倉庫) 鉄筋コンクリート造 平屋建 2棟
延べ床面積	(ホテル) 8,301.12㎡ (倉庫) 34.61㎡
- 3 譲渡の相手方 新潟県新潟市中央区弁天1丁目2番4号
株式会社リオ・ホテルズ関越
代表取締役 東雲 勝幸
- 4 処分子定価格

- (1) 土地 63,000,000円
- (2) 建物 無償譲渡

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」を民間事業者に譲渡するため、この案を提出する。